



目次

| 規 則 | ページ |
|---|-----|
| ◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則 | 1 |
| ◎高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 告 示 | |
| ○公共測量の終了の通知（3件）（用地対策課） | 4 |
| ○道路の区域変更（道路課） | 4 |
| 公 告 | |
| ○開発行為に関する工事の完了（都市計画課） | 4 |
| 高知県公安委員会規則 | |
| ◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則 | 4 |
| 高知県選挙管理委員会告示 | |
| ○令和8年2月8日執行の衆議院高知県小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における繰上投票の期日の定め （2・6揭示） | 4 |
| ○高知県議会議員補欠選挙における当選人の住所及び氏名 （2・10揭示） | 4 |
| ○衆議院高知県小選挙区選出議員選挙における当選人の住所等 （2・11揭示） | 4 |

規 則

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則をここに公布する。
令和8年2月20日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第5号

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例の施行の日を定める規則

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（令和7年高知県条例第50号）附則の規定に基づき、同条例の施行の日は、令和8年3月22日とする。

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第6号

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年高知県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「中欄」を「右欄」に改め、同条第2項中「同表の右欄」を「当該項目に応じた土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号。以下「土壌基準告示」という。）別表の右欄」に改める。

第5条第1項中「中欄」を「右欄」に改め、同条第2項中「別表第2の左欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 別表第2の左欄に掲げる項目（次号及び第3号に掲げる項目を除く。）それぞれ当該項目に応じた地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）別表の右欄に掲げる測定方法
- (2) 別表第2の左欄に掲げる項目のうち有機燐 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-4の7.2.1及び7.2.3に定める測定方法
- (3) 別表第2の左欄に掲げる項目のうち銅 規格K0102-3の11に定める測定方法

第16条第3項中「同表の右欄に掲げる」を「当該項目に応じた第5条第2項各号に定める」に改める。

第17条第2項中「同表の右欄」を「当該項目に応じた土壌基準告示別表の右欄」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条、第17条関係）

土砂基準

| 項目 | 基準値 |
|-----------------------------|--|
| カドミウム | 検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下 |
| 全シアン | 検液中に検出されないこと。 |
| 有機 ^{りん} 燐 | 検液中に検出されないこと。 |
| 鉛 | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下 |
| 六価クロム | 検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下 |
| 砒 ^び 素 | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等1キログラムにつき15ミリグラム未満 |
| 総水銀 | 検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下 |
| アルキル水銀 | 検液中に検出されないこと。 |
| PCB | 検液中に検出されないこと。 |
| 銅 | 土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等1キログラムにつき125ミリグラム未満 |
| ジクロロメタン | 検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下 |
| 四塩化炭素 | 検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下 |
| クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） | 1リットルにつき0.002ミリグラム以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下 |
| 1, 2-ジクロロエチレン | 検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 検液1リットルにつき1ミリグラム以下 |

| | |
|------------------|------------------------|
| 1, 1, 2-トリクロロエタン | 検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下 |
| トリクロロエチレン | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下 |
| テトラクロロエチレン | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下 |
| チウラム | 検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下 |
| シマジン | 検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下 |
| チオベンカルブ | 検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下 |
| ベンゼン | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下 |
| セレン | 検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下 |
| ふっ素 | 検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下 |
| ほう素 | 検液1リットルにつき1ミリグラム以下 |
| 1, 4-ジオキサン | 検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下 |

- 備考 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壤基準告示付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表において、「検液中に検出されないこと」とは、第4条第2項又は第17条第2項に規定する測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 この表において、「有機^{りん}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度との和とする。

別表第2 (第5条、第16条関係)

水質基準

| 項目 | 基準値 |
|-----------------------------|---|
| カドミウム | 1リットルにつき0.003ミリグラム以下 |
| 全シアン | 検出されないこと。 |
| 有機 ^{リウ} 燐 | 検出されないこと。 |
| 鉛 | 1リットルにつき0.01ミリグラム以下 |
| 六価クロム | 1リットルにつき0.02ミリグラム以下 |
| 砒 ^ヒ 素 | 1リットルにつき0.01ミリグラム以下 |
| 総水銀 | 1リットルにつき0.0005ミリグラム以下 |
| アルキル水銀 | 検出されないこと。 |
| PCB | 検出されないこと。 |
| 銅 | 土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地(田に限る。)である場合において、1リットルにつき1ミリグラム以下 |
| ジクロロメタン | 1リットルにつき0.02ミリグラム以下 |
| 四塩化炭素 | 1リットルにつき0.002ミリグラム以下 |
| クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 1リットルにつき0.002ミリグラム以下 |
| 1, 2-ジクロロエタン | 1リットルにつき0.004ミリグラム以下 |
| 1, 1-ジクロロエチレン | 1リットルにつき0.1ミリグラム以下 |
| 1, 2-ジクロロエチレン | 1リットルにつき0.04ミリグラム以下 |
| 1, 1, 1-トリクロロエタン | 1リットルにつき1ミリグラム以下 |
| 1, 1, 2-トリクロロエ | 1リットルにつき0.006ミリグラム以下 |

| | |
|---------------|----------------------|
| タン | |
| トリクロロエチレン | 1リットルにつき0.01ミリグラム以下 |
| テトラクロロエチレン | 1リットルにつき0.01ミリグラム以下 |
| 1, 3-ジクロロプロペン | 1リットルにつき0.002ミリグラム以下 |
| チウラム | 1リットルにつき0.006ミリグラム以下 |
| シマジン | 1リットルにつき0.003ミリグラム以下 |
| チオベンカルブ | 1リットルにつき0.02ミリグラム以下 |
| ベンゼン | 1リットルにつき0.01ミリグラム以下 |
| セレン | 1リットルにつき0.01ミリグラム以下 |
| ふっ素 | 1リットルにつき0.8ミリグラム以下 |
| ほう素 | 1リットルにつき1ミリグラム以下 |
| 1, 4-ジオキサン | 1リットルにつき0.05ミリグラム以下 |

- 備考 1 この表において、「検出されないこと」とは、第5条第2項に規定する測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 この表において、「有機^{リウ}燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 3 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度との和とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第78号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和7年6月高知県告示第408号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年12月26日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年2月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第79号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和7年9月高知県告示第554号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和7年11月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年2月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第80号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和7年10月高知県告示第609号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年1月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年2月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第81号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年2月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月20日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 安芸郡安田町与床字 本田島357番6地先 | | 6.5 | |

| | | | |
|--|---|-------------|-----|
| から 安芸郡安田町与床字 鳩岡山799番2まで | 前 | 12.0 | 722 |
| 安芸郡安田町与床字 本田島337番3地先 から 安芸郡安田町与床字 鳩岡293番地先まで | 後 | 8.3 34.0 | 738 |

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和8年2月20日

高知県知事 濱田 省司

| 許可番号 | 開発区域に含まれる 地域の名称 | 開発許可を受けた 者の住所及び氏名 |
|------------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 令和8年1月26日 7高東土第30-10 号 | 土佐郡土佐町田井字 下小城1552ほか15筆 号 | 土佐郡土佐町土居 194番地 土佐町長 和田 守也 |

公安委員会規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月20日

高知県公安委員会委員長 前田 みか

高知県公安委員会規則第1号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4 室戸警察署の表室戸警察署所在地の項中「室戸市室戸岬町5523番地1」を「室戸市室津7番地」に改める。

附 則

この規則は、令和8年3月22日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第51号

令和8年2月8日執行の衆議院高知県小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条及び最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第26条の規定に基づき、次の投票区における投票の期日は、次のとおりとする。

令和8年2月6日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

| 市町村名 | 投票区名 | 投票の期日 |
|------|--------|----------|
| 宿毛市 | 第43投票区 | 令和8年2月7日 |
| 〃 | 第44投票区 | 〃 |
| 〃 | 第45投票区 | 〃 |

高知県選挙管理委員会告示第52号

令和8年2月8日執行の高知県議会議員補欠選挙において当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和8年2月10日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

| 選挙区の名称 | 住所 | 氏名 |
|--------|--|--------------------|
| 高知市選挙区 | 高知県高知市廿代町17番20号 S T 廿代町3階 高知県高知市九反田4番10-1702号 | 浜 口 卓 也 水 野 雪 絵 |

高知県選挙管理委員会告示第53号

令和8年2月8日執行の衆議院高知県小選挙区選出議員選挙において当選した者の住所、氏名及び候補者届出政党の名称は、次のとおりである。

令和8年2月11日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

| 選挙区 | 住所 | 氏名 | 候補者届出 政党の名称 |
|-----|-----------------|------|----------------|
| 第1区 | 高知県高知市介良乙1748番地 | 中谷 元 | 自由民主党 |

| | | | |
|-----|-------------------------|-------|-------|
| 第2区 | 高知県高知市長浜蒔絵台 二丁目16番地1 | 尾崎 正直 | 自由民主党 |
|-----|-------------------------|-------|-------|